

食品衛生法の規定により、杉並区が食品衛生法違反者等に対し、不利益処分を行った件について、以下のとおり公表します。

なお、公表内容については、公表を行った日から原則として7日経過後削除しております。

公表年月日	令和7年8月4日
業種等	飲食店営業
営業者氏名	株式会社happy 代表取締役 佐渡谷 勇太
施設の名称及び所在地	博多鶴ふく阿佐ヶ谷 東京都杉並区阿佐谷南三丁目34番15号 第一横川地所ビル1F
不利益処分を行った理由	食中毒の発生（食品衛生法第6条第3号違反）
不利益処分等の内容	営業等の一部停止 一部停止期間 令和7年8月4日 1日間 一部停止内容 生食用鮮魚介類（冷凍品※を除く）の生食用としての調理、提供 ※冷凍品とは－20℃で24時間以上（中心部まで）の冷凍をしたものをいう。
備考	・ 病因物質：アニサキス（寄生虫） ・ 原因食品：令和7年7月18日に当該施設が調理、提供した生食用鮮魚介類（サバ） ・ 患者数：1名 ・ 法人番号：9010701043932